

# 商品売買取引における現金割引の会計処理の研究 ——非対称的な会計処理による対応関係の歪みと組替調整——

松下 真也

## 要 旨

本論文の目的は、日本基準における現金割引の非対称的な会計処理の問題を明らかにし、その問題を解消するための組替調整の方法を提案することにある。日本基準では、売上割引には実際に適用された現金割引を売上から控除する総額・評価勘定法が適用され、仕入割引には実際に適用された現金割引を金融収益とする総額・金融収益費用法が採用されている。このような非対称的な会計処理は、売上を実際取引価格で測定し、売上原価を信用取引価格で測定するため、売上と売上原価の対応関係に歪みを生じさせる原因となっている。本論文では、比較可能性を確保しつつ、この歪みを解消する2つの手段を提案している。第1の方法は、売上割引を売上高に加算する方法であり、この組替調整により、売上と売上原価の測定基礎は信用取引価格で統一される。第2の方法は、仕入割引を売上原価から控除する方法であり、この組替調整により、売上と売上原価の測定基礎は実際取引価格で統一される。

キーワード：対応概念、収益認識基準、現金割引、売上総利益、損益計算書

## 1. はじめに

商品売買取引における代金を支払期日前に決済する場合、あるいは、信用取引に代えて現金取引を行う場合、代金の一部が減免されることがある。これらの減免額は現金割引と呼ばれる。そして、従来の日本基準は、販売代金に係る現金割引（売上割引）を一種の金融費用と解釈して営業外費用に表示し、仕入代金に係る現金割引（仕入割引）を一種の金融収益と解釈して営業外収益で表示する対称的な会計処理を採用してきた（中野 1998, 250）。

ところが、2021年4月以降に開始する事業年度より強制適用となった企業会計基準第29号『収益認識に関する会計基準』（収益認識基準）により、現金割引に関する日本基準は、売上割引を売上の控除項目とし、仕入割引を従来通り営業外収益とする非対称的なものへと変化した。さらに、このような会計処理は、売上割引を売上の控除項目とし、仕入割引を商品（売上）原価の控除項目とする国際会計基準および国際財務報告基準（IAS/IFRS）との間に差異を生じさせている。収益認識基準適用後の日本基準における現金割引の非対称的な会計処理の問題を明らかにし、その問題を解消するための組替調整を提案することが、本論文の目的である。

以下、第2節では、収益認識基準適用前の日本基準（従来の日本基準）、収益認識基準適用後で2022年12月1日時点で有効化している日本基準（日本基準）、および2022年12月1日時点で有効化しているIAS/IFRSの会計処理の比較分析を行い、従来の日本基準およびIAS/IFRSでは現金割引に対して対称的な会計処理が採用されているのに対して、日本基準では非対称的な会計処理が採用

されていることを明らかにする。第3節では、これらの会計処理の合理性を検討するために現金割引の会計処理の理論的根拠に関する先行研究レビューを行い、純額法、総額-評価勘定法あるいは総額-金融収益費用法という対称的な会計処理が提唱されてきた一方で、IAS/IFRSが採用する総額-評価勘定法については理論的根拠が明らかではないこと、さらに、日本基準が採用する非対称的な会計処理の意義が明らかではないことを議論する。第4節では、数値例に基づく分析を行うことで、対称的な会計処理では売上高と商品（売上）原価に対応関係が認められるのに対して、非対称的な会計処理では当該対応関係に歪みが生じるという問題を明らかにする。第5節では、本論文の総括を行うとともに、対応関係の歪みを補正するための組替調整の方法を提案する。

## 2. 日本基準における一般的な現金割引の会計処理の非対称性

既述の通り、従来の日本基準は、売上割引と仕入割引を、それぞれ営業外費用・営業外収益とする対称的な会計処理を採用してきた。しかし、有限責任監査法人トーマツ（2020, 11）によると、日本基準への改訂により、売上割引を財務諸表上に表示する余地は無くなった<sup>1)</sup>。この点について、有限責任監査法人トーマツ（2020, 11）は、次の設例を用いて説明している。

### 設例：

- 1月 1日 企業Aは、1,000円（現金販売価格994円）で製品を顧客Bに販売した（請求書の金額は1,000円であり、支払期日は6ヶ月後の6月30日とする）。
- 2月28日 企業Aは、顧客Bより代金決済の要請を受け、4ヶ月分の早期支払に伴う利息分4円を減免し、996円を受け取った。

（出所：有限責任監査法人トーマツ（2020, 11）に基づいて筆者作成）

設例の取引について、有限責任監査法人トーマツ（2020, 11）は、従来の日本基準に基づく企業Aの会計処理として、次の仕訳①を示している。仕訳①は、販売時に現金割引適用前の金額（請求書の総額）で売上を認識し、実際に適用された売上割引を金融費用として認識するものである。なお、この売上割引は損益計算書の営業外費用に表示される。

| 仕訳①      | 借方         | 金額       | 貸方  | 金額    |
|----------|------------|----------|-----|-------|
| 1月1日販売時  | 売掛金        | 1,000    | 売上  | 1,000 |
| 2月28日入金時 | 現金<br>売上割引 | 996<br>4 | 売掛金 | 1,000 |

（出所：有限責任監査法人トーマツ（2020, 11）に基づいて筆者作成）

1) ただし、収益認識基準適用後も、売上債権の現金回収により得意先に支払う現金リバートを売上割引として営業外費用に表示する企業が存在している。例えば、株式会社NaTOの第71期（2022年2月期）有価証券報告書の33頁に掲載される連結損益計算書および60頁に掲載される損益計算書では、売上割引が営業外費用に表示されており、11頁において、その性質がリバートであることが説明されている。

他方、有限責任監査法人トーマツ（2020, 11）は、日本基準に基づく企業 A の会計処理として、仕訳②を提示している。なお、仕訳②は、顧客との契約に重要な金融要素が含まれるケースを前提としている。仕訳②では、販売時に現金割引適用後の金額、すなわち請求書の純額（請求書の総額から適用可能な現金割引を差し引いた現金取引価格）で売上が認識され、1月31日と2月28日に、それぞれ1ヶ月分の受取利息1円（(1,000円－994円）÷6ヶ月）が認識される。

| 仕訳②       | 借方   | 金額  | 貸方   | 金額  |
|-----------|------|-----|------|-----|
| 1月1日販売時   | 売掛金  | 994 | 売上   | 994 |
| 1月31日利息認識 | 売掛金  | 1   | 受取利息 | 1   |
| 2月28日利息認識 | 売掛金  | 1   | 受取利息 | 1   |
| 2月28日入金時  | 現金預金 | 996 | 売掛金  | 996 |

（出所：有限責任監査法人トーマツ（2020, 11）に基づいて筆者作成）

ところで、顧客との契約に重要な金融要素が含まれるケースに該当するのは、例えば、顧客がローン契約を結んで対価を長期的に支払う場合等である。それゆえ、一般的な売上割引の会計処理として、仕訳①と仕訳②を比較することは適切ではない。そこで、一般的な売上割引に関する日本基準が問題となる。この点について、収益認識基準は、「約束した財又はサービスを顧客に移転する時点と顧客が支払を行う時点の間が1年以内であると見込まれる場合には、重要な金融要素の影響について約束した対価の額を調整しないことができる。」（企業会計基準委員会 2020a, para.58）と規定している。したがって、一般的な（約束した財又はサービスを顧客に移転する時点と顧客が支払を行う時点の間が1年以内の）売上割引には、金融要素を調整しない会計処理が適用されるケースが多いと考えられる。

日本基準に基づく企業 A が行う金融要素を調整しない会計処理として、有限責任監査法人トーマツ（2020, 11）は仕訳③を提示する。仕訳③は、販売時に現金割引適用前の金額（請求書の総額）で売上が認識し、売上割引を売上の控除項目として認識するものである。

| 仕訳③      | 借方        | 金額       | 貸方  | 金額    |
|----------|-----------|----------|-----|-------|
| 1月1日販売時  | 売掛金       | 1,000    | 売上  | 1,000 |
| 2月28日入金時 | 現金預金<br>売 | 996<br>4 | 売掛金 | 1,000 |

（出所：有限責任監査法人トーマツ（2020, 11）に基づいて筆者作成）

仕訳②および仕訳③が示すように、日本基準では、契約に重要な金融要素が含まれるか否かに関わらず、売上割引を財務諸表上に表示する余地は無い（有限責任監査法人トーマツ 2020, 11）。そして、企業会計基準委員会（2020b, 5-6）は、上掲の会計処理について、収益認識基準に整合するものと認めている。それゆえ、収益認識基準適用後、財務諸表等規則では、営業外費用の項目から売上割引の項目が消去されている（内閣府 2021, 第 93 条）。

売上割引の会計処理において、日本基準と IAS/IFRS との間に差異は存在しない。IAS/IFRS にお

いても、契約に重要な金融要素が含まれるケースでは、仕訳②の会計処理が行われる（IASB 2019a, para.60-65；IASB 2019a, para.IE135-140）。また、IAS/IFRS は、約束した財又はサービスを顧客に移転する時点と顧客が支払を行う時点の間が1年以内のケースにおいて、金融要素を調整する必要はないと規定している（IASB 2019a, para.63）。それゆえ、IAS/IFRS においても、金融要素を調整しない一般的な売上割引については、仕訳③と同様の会計処理が行われると解釈できる。

しかし、仕入割引の会計処理においては、日本基準とIAS/IFRS との間に差異が存在する。つまり、日本基準では、従来通り、仕入割引は営業外収益として会計処理が行われるのに対して（内閣府2021, 第90条）、IAS/IFRS では、仕入割引は商品（売上）原価の控除項目として会計処理が行われる（IASB 2019b, para.11）。それゆえ、上掲の設例において、顧客Bが企業Aから商品を仕入れ、商品売買の記帳方法として売上原価対立法を採用していると仮定すると、日本基準に基づく顧客Bの会計処理は仕訳④となり、IAS/IFRS のそれは仕訳⑤となる。

| 仕訳④      | 借方  | 金額    | 貸方           | 金額       |
|----------|-----|-------|--------------|----------|
| 1月1日仕入時  | 商品  | 1,000 | 買掛金          | 1,000    |
| 2月28日支払時 | 買掛金 | 1,000 | 現金預金<br>仕入割引 | 996<br>4 |
| 仕訳⑤      | 借方  | 金額    | 貸方           | 金額       |
| 1月1日仕入時  | 商品  | 1,000 | 買掛金          | 1,000    |
| 2月28日支払時 | 買掛金 | 1,000 | 現金預金<br>商品   | 996<br>4 |

以上で議論した現金割引の会計処理について、従来の日本基準、日本基準およびIAS/IFRS における一般的な現金割引の会計処理を比較したものが、次の図表1である。

|          | 売上割引      | 仕入割引          |
|----------|-----------|---------------|
| 従来の日本基準  | 営業外（金融）費用 | 営業外（金融）収益     |
| 日本基準     | 売上の控除項目   | 営業外（金融）収益     |
| IAS/IFRS | 売上の控除項目   | 商品（売上）原価の控除項目 |

図表1より、一般的な現金割引について、従来の日本基準およびIAS/IFRS は対称的な会計処理を規定しているのに対して、日本基準は非対称的な会計処理を規定していることが明らかとなる。なお、日本基準を採用する永大産業株式会社は、収益認識基準適用直後の第88期（2022年3月期）有価証券報告書の51頁および75頁において、売上割引の表示区分のみを売上高の控除項目に変更したことを注記している。また、ヤマハ株式会社は、従来の日本基準からIAS/IFRS への会計基準変更直後の第196期（2020年3月期）有価証券報告書の124頁において、売上割引と仕入割引の表示区分を、それぞれ売上高の控除項目、売上原価の控除項目に変更したことを注記している。これらの証拠は、図表1に示す日本基準の会計処理およびIAS/IFRS のそれと整合している。

### 3. 先行研究レビュー

前節では、一般的な現金割引の会計処理について、従来の日本基準は、売上割引を営業外（金融）費用、仕入割引を営業外（金融）収益とする対称的な会計処理を採用していたこと、日本基準は、売上割引を売上の控除項目、仕入割引を営業外（金融）収益とする非対称的な会計処理を採用していること、IAS/IFRS は、売上割引を売上の控除項目、仕入割引を商品（売上）原価の控除項目とする対称的な会計処理を採用していることを明らかにした。本節では、先行研究レビューを行い、これらの会計処理の合理性を検討する。

Kholer (1975, 87) によると、現金割引の会計処理は、次の3つに分類される。第1の方法は純額法であり、商品売買時に現金割引適用後の金額（請求書の純額）で売上または商品（売上）原価を記録し、割引期日前に代金決済が行われない場合、失効した売上割引の金額を売上割引失効益として認識すると共に、失効した仕入割引の金額を仕入割引失効損として認識する方法である。第2の方法は総額-評価勘定法であり、商品売買時に現金割引適用前の金額（請求書の総額）で売上または商品（売上）原価を記録し、割引期日前に代金の決済が行われる場合、適用された売上割引を売上の評価勘定として認識すると共に、適用された仕入割引を商品（売上）原価の評価勘定として認識する方法である。第3の方法は総額-金融収益費用法であり、商品売買時に現金割引適用前の金額（請求書の総額）で売上または商品（売上）原価を記録し、割引期日前に代金の決済が行われる場合、適用された売上割引を金融費用として認識すると共に、適用された仕入割引を金融収益として認識する方法である。

なお、従来の日本基準の会計処理は、売上割引を営業外（金融）費用、仕入割引を営業外（金融）収益とするため、売上割引と仕入割引の双方に総額-金融収益費用法に適用する対称的な会計処理に分類できる。また、IAS/IFRS の会計処理は、売上割引を売上の控除項目、仕入割引を商品（売上）原価の控除項目とするため、売上割引と仕入割引の双方に総額-評価勘定法を適用する対称的な会計処理に分類できる。一方で、日本基準の会計処理は、一般的な売上割引を売上の控除項目、仕入割引を営業外（金融）収益とするため、売上割引には総額-評価勘定法を適用し、仕入割引には総額-金融収益費用法を適用する非対称的な会計処理に分類できる。

純額法の根拠を検討した研究としては、Paton and Littleton (1940) および佐藤 (2007) がある。Paton and Littleton (1940, 26) によると、一方の当事者が取得した財・サービスの測定値と他方の当事者が提供したそれは一致するはずであり、これらは、当該財・サービスの現金取引価格（請求書の純額）で測定される。それゆえ、Paton and Littleton (1940, 29) は、財・サービスの取引価額を現金取引価格で測定する純額法の正当性を主張する。佐藤 (2007, 422-423) もまた、「現金即時払対価（現金取引価格一注、引用者）こそが仕入や売上の記帳基礎に適しており、また代金の一部減免という点では（割引は一注、引用者）値引と同様である」と説明している。

総額-評価勘定法を支持する理論的根拠を検討した研究は存在しないと思われる。ただし、



Spiceland et al. (2019, 346) は、総額 - 評価勘定法が実務で多く採用されると記述している。

総額 - 金融収益費用法の根拠を検討した文献としては、大藪 (1978)、佐藤 (2007) および清水 (2007) がある。大藪 (1978, 127-128) によると、「現金割引は、掛代金の早期決済を促進するための報奨制度として生まれたもの」であり、「現金割引は売上取引や仕入取引とは全く無関係で、掛代金の早期決済による金融上の代償と考えて金融上の損益項目として処理」される。また、佐藤 (2007, 422-423) は、「売買取引を営業取引、代金決済取引を財務取引として区別し、信用取引の売買価額と現金取引のそれとの差の原因を利息、つまり財務収益または費用と考え、売上割引を営業外費用、仕入割引を営業外収益として処理する」と説明している。さらに、清水 (2007, 48) は、信用取引の場合、現金取引に比して現金受取が後日に延期され、延期分の利息相当部分が売買代金を増大させるが、現金取引の場合、信用取引に比して現金受取が早くなり、支払期日までの利息相当部分の割引が行われ、掛代金から差し引かれるため、売手が与える現金割引は一種の金融費用となり、買手が受ける現金割引は金融収益となると解説している。

以上の先行研究レビューにより、純額法は、売上および商品 (売上) 原価を現金取引価格で測定する理論を根拠としていること、総額 - 評価勘定法は、実務上の採用数の多さを根拠としていること、総額 - 金融収益費用法は、現金割引の発生原因を商品売買取引が行われた日と決済日との間の利息と考え、営業取引から財務取引の影響を排除する理論を根拠としていることが明らかになった。ただし、IAS/IFRS が適用する総額 - 評価勘定法の理論的根拠が明らかではないことに加え、日本基準のように売上割引と仕入割引に異なる方法を適用する意義は明らかではない。

#### 4. 非対称的な会計処理と対応概念の歪み

総額 - 評価勘定法の理論的根拠と売上割引と仕入割引に異なる方法を適用する非対称的な会計処理の意義を検討するために、次の取引例を用いて、純額法、総額 - 評価勘定法および総額 - 金融収益費用法それぞれにおける売上、売上原価、売上割引および仕入割引の関係について概念的 analysis を行う。なお、取引例では、決済期限までの日数を  $X$  とし、 $Y$  日以内の決済に  $N\%$  の割引を適用し、それ以降の決済には割引を適用しない条件を、 $(N/Y, n/X)$  と表現する。例えば、 $(2/10, n/30)$  は、決済期限を 30 日後とし、10 日以内の決済には  $2\%$  の割引を適用し、それ以降の決済には割引を適用しない条件を意味する。

##### 取引例：

12月1日：商品を6,000円で仕入れ、代金は掛(2/10, n/30)とした。  
 2日：商品の掛代金5,880円(割引適用後)を現金で支払った。  
 3日：商品を9,000円で販売し、代金は掛(2/10, n/30)とした。  
 4日：商品の掛代金8,820円(割引適用後)を現金で受取った。  
 5日：商品を2,000円で仕入れ、代金は掛(2/10, n/30)とした。  
 8日：商品を3,200円で販売し、代金は掛(2/10, n/30)とした。  
 16日：商品の掛代金2,000円(割引非適用)を現金で支払った。  
 18日：商品の掛代金3,200円(割引非適用)を現金で受取った。

取引例をまとめると、販売取引の総額は 12,200 円、これに対して適用可能な売上割引は 244 円、その内、180 円が実際に適用され、64 円が適用されずに失効した。また、仕入取引の総額は 8,000 円、これに対して適用可能な仕入割引は 160 円、その内、120 円が実際に適用され、40 円が適用されずに失効した。

取引例について、純額法による会計処理を示したものが、次の仕訳である。純額法は、商品販売時に現金割引適用後の金額（現金販売価格）で売上を認識するため、売上の合計額は 11,956 円（8,820 円 + 3,136 円；12,200 円 - 244 円）となる。また、商品仕入時に現金割引適用割引後の金額（現金仕入価格）で商品（売上）原価を認識するため、商品（売上）原価の合計額は 7,840 円（5,880 円 + 1,960 円；8,000 円 - 160 円）となる。これらの他、失効した売上割引 64 円が売上割引失効益として認識されると共に、失効した仕入割引失効損 40 円が認識される。このように、売上と商品（売上）原価は、商品売買時に現金で決済する場合の金額としての現金取引価格で測定される。

| 純額法   | 借 | 方 | 金額    | 貸 | 方 | 金額    |
|-------|---|---|-------|---|---|-------|
| 12月1日 | 商 | 品 | 5,880 | 買 | 掛 | 5,880 |
| 2日    | 買 | 掛 | 5,880 | 現 | 金 | 5,880 |
| 3日    | 売 | 上 | 5,880 | 商 | 品 | 5,880 |
|       | 売 | 掛 | 8,820 | 売 | 上 | 8,820 |
| 4日    | 現 | 金 | 8,820 | 売 | 掛 | 8,820 |
| 5日    | 商 | 品 | 1,960 | 買 | 掛 | 1,960 |
| 8日    | 売 | 上 | 1,960 | 商 | 品 | 1,960 |
|       | 売 | 掛 | 3,136 | 売 | 上 | 3,136 |
| 16日   | 買 | 掛 | 1,960 | 現 | 金 | 2,000 |
|       | 仕 | 入 | 40    |   |   |       |
| 18日   | 現 | 金 | 3,200 | 売 | 上 | 3,136 |
|       |   |   |       | 割 | 引 | 64    |
|       |   |   |       | 失 | 効 |       |
|       |   |   |       | 益 |   |       |

次に、総額-評価勘定法の会計処理を示したものが、次の仕訳である。総額-評価勘定法は、商品販売時に割引前の金額（信用販売価格）で売上を認識した後に、実際に適用された売上割引について売上の評価勘定（控除項目）を認識するため、売上の合計額は、商品販売取引において実際に受領した金額である 12,020 円（9,000 円 - 180 + 3,200 円；12,200 円 - 180 円）となる。また、商品仕入時に割引前の金額（信用販売価格）で商品（売上）原価を認識した後に、実際に適用された仕入割引について商品（売上）原価の評価勘定（控除項目）を認識するため、商品（売上）原価の合計額は、商品仕入取引において実際に支払った金額である 7,880 円（6,000 円 - 120 + 2,000 円；8,000 円 - 120 円）となる。このように、売上と商品（売上）原価は、商品売買取引において実際に受領した金額または実際に支払った金額としての実際取引価格で測定される。

| 総額 - 評価勘定法 | 借 方                               | 金 額                   | 貸 方                        | 金 額                   |
|------------|-----------------------------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|
| 12月1日      | 商 品                               | 6,000                 | 買 掛 金                      | 6,000                 |
| 2日         | 買 掛 金                             | 6,000                 | 現 商 品 - 仕 入 割 引            | 5,880<br>120          |
| 3日         | 売 上 原 価<br>商 品 - 仕 入 割 引<br>売 掛 金 | 6,000<br>120<br>9,000 | 商 売 上 原 価 - 仕 入 割 引<br>品 上 | 6,000<br>120<br>9,000 |
| 4日         | 現 売 上 - 売 上 割 引                   | 8,820<br>180          | 売 掛 金                      | 9,000                 |
| 5日         | 商 品                               | 2,000                 | 買 掛 金                      | 2,000                 |
| 8日         | 売 上 原 価<br>売 掛 金                  | 2,000<br>3,200        | 商 売 上 品                    | 2,000<br>3,200        |
| 16日        | 買 掛 金                             | 2,000                 | 現 金                        | 2,000                 |
| 18日        | 現 金                               | 3,200                 | 売 掛 金                      | 3,200                 |

最後に、総額-金融収益費用法の会計処理を示したものが、次の仕訳である。総額-金融収益費用法は、商品売買時に割引前の金額（信用販売価格）で売上を認識するため、売上の合計は12,200円（9,000円+3,200円）となる。また、商品仕入時に割引前の金額（信用仕入価格）で商品（売上）原価を認識するため、商品（売上）原価の合計は8,000円（6,000円2,000円）となる。これらの他、実際に適用した売上割引180円を金融費用として認識すると共に、実際に適用された仕入割引40円を金融収益として認識する。このように、売上と商品（売上）原価は、現金割引の適用を受けない場合の決済額としての信用取引価格で測定される。

| 総額 - 金融収益費用法 | 借 方                 | 金 額            | 貸 方                 | 金 額            |
|--------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------|
| 12月1日        | 商 品                 | 6,000          | 買 掛 金               | 6,000          |
| 2日           | 買 掛 金               | 6,000          | 現 金 融 収 益 - 仕 入 割 引 | 5,880<br>120   |
| 3日           | 売 上 原 価<br>売 掛 金    | 6,000<br>9,000 | 商 売 上 品             | 6,000<br>9,000 |
| 4日           | 現 金 融 費 用 - 売 上 割 引 | 8,820<br>180   | 売 掛 金               | 9,000          |
| 5日           | 商 品                 | 2,000          | 買 掛 金               | 2,000          |
| 8日           | 売 上 原 価<br>売 掛 金    | 2,000<br>3,200 | 商 売 上 品             | 2,000<br>3,200 |
| 16日          | 買 掛 金               | 2,000          | 現 金                 | 2,000          |
| 18日          | 現 金                 | 3,200          | 売 掛 金               | 3,200          |

以上で示した3つの方法それぞれが提供する損益計算書情報をまとめたものが、次の図表2である。



**図表 2 純額法, 総額 - 評価勘定法および総額 - 金融収益費用法が提供する損益計算書情報**

| 純額法     |         | 総額 - 評価勘定法 |         | 総額 - 金融収益費用法 |           |         |
|---------|---------|------------|---------|--------------|-----------|---------|
| 売上高     | 11,956  | 売上高        | 12,200  | 売上高          | 12,200    |         |
| 売上原価    | △ 7,840 | 控除：売上割引    | △ 180   | 12,020       | 売上原価      | △ 8,000 |
| 売上総利益   | 4,116   | 売上原価       | △ 8,000 |              | 売上総利益     | 4,200   |
| 売上割引失効益 | 64      | 控除：仕入割引    | 120     | △ 7,880      | 金融収益：仕入割引 | 120     |
| 仕入割引失効損 | △ 40    | 売上総利益      |         | 4,140        | 金融費用：売上割引 | △ 180   |
| 純利益     | 4,140   | 純利益        |         | 4,140        | 純利益       | 4,140   |

図表 2 より、純額法、総額 - 評価勘定法および総額 - 金融収益費用法のいずれを採用した場合であっても純利益の金額は変わらない。しかし、売上総利益の計算要素としての売上高と売上原価は、純額法では現金取引価格で測定され、総額 - 評価勘定法では実際取引価格で測定され、総額 - 金融収益費用法では信用取引価格で測定される。それゆえ、いずれの方法を採用するかで、売上総利益の金額は異なる。

以上の分析から、総額 - 評価勘定法の理論的根拠は、売上と商品（売上）原価を実際取引価格によって測定することにあるといえる。また、売上割引と仕入割引に異なる方法を適用する非対称的な会計処理を行う場合、売上と商品（売上）原価を異なる基礎で測定することになる。例えば、日本基準のように売上割引に総額 - 評価勘定法を適用し、仕入割引に総額 - 金融収益費用法を適用する場合、売上を実際取引価格の 12,020 円で測定し、売上原価を信用取引価格の 8,000 円で測定するため、売上と売上原価との対応関係に歪みが生じる。

## 5. 総括と展望

これまでの分析により、一般的な現金割引に関する日本基準の会計処理は、売上割引には総額 - 評価勘定法を適用するのに対して、仕入割引には総額 - 金融収益費用法を適用する非対称的なものとなっていることが明らかとなった。さらに、非対称的な会計処理は、先行研究において支持されていないだけでなく、売上と売上原価に異なる測定基礎を適用し、売上高と売上原価の対応関係に歪みを生じさせる。

そもそも、収益と費用を対応させる概念は、企業の経営効率（企業の営利目的の達成度合）を測定するために企業会計に導入された（Paton and Littleton 1940, 16；桜井 2022, 75）。そして、わが国の損益計算書は、特定の資産（商品・製品）を媒介とする収益（売上高）と費用（売上原価）の個別的対応関係を表示するところに特徴がある（桜井 2022, 75-76；桜井 2022, 297）。それゆえ、売上と売上原価との間の個別的対応関係に歪みを生じさせる日本基準は、企業の経営効率の正確な測定に問題を生じさせている。

この問題を解消するには、日本基準の非対称的な会計処理を是正する必要がある。その方法とし

ては、売上と売上原価の測定基礎を、測定基礎を現金取引価格で統一する方法、実際取引価格で統一する方法および信用取引価格で統一する方法がある。なお、現金取引価格で統一する方法は現金割引に純額法を適用するものであるが、わが国の制度上は採用されてこなかった。実際取引価格で統一する方法は、総額-評価勘定法を適用するものであり、IAS/IFRS が採用している。信用取引価格で統一する方法は、総額-金融収益費用法を適用するものであり、従来の日本基準が採用していた。現金割引の会計処理方法の方法と制度上の会計処理方法の関係を示しているのが、次の図表3である。なお、図表3では、売上高と売上原価の測定基礎を統一できる会計処理に網掛けを付している。

| 売上割引\仕入割引  | 純額法 | 総額-評価勘定法 | 総額-金融収益費用法 |
|------------|-----|----------|------------|
| 純額法        |     |          |            |
| 総額-評価勘定法   |     | IAS/IFRS | 日本基準       |
| 総額-金融収益費用法 |     |          | 従来の日本基準    |

図表3より、日本基準の非対称的な会計処理を是正するには、網掛け部分にプロットできるよう、日本基準を改訂する必要がある。改訂にあたっては、過去の日本基準との比較可能性を確保するよう売上割引に総額-金融収益費用法を適用するか、もしくは、国際基準との比較可能性を確保するよう仕入割引に総額-評価勘定法を適用することが適切であろう。

なお、日本基準が改訂されるまでの当面の間、企業の経営効率を正確に測定するには、投資家が独自に組替調整を行う必要があり、その方法は2つある。第1の方法は、従来の日本基準と整合するよう、売上高に売上割引を足し戻すという組替調整を行い、売上高と売上原価の測定基礎を信用取引価格に統一する方法である。この場合、信用取引価格で測定された売上高と売上原価の差額として売上総利益を計算することが可能になる。第2の方法は、IAS/IFRS と整合するよう、損益計算書の営業外収益に表示される仕入割引を売上原価から控除するという組替調整を行い、売上高と売上原価の測定基礎を実際取引価格に統一する方法である。この場合、実際取引価格で測定された売上高と売上原価の差額として売上総利益を計算することが可能になる。

(謝辞) 本論文は日本簿記学会第37回全国大会における自由論題報告の内容をまとめたものである。当日、司会を務められた渡邊雅雄先生(明治大学)、ならびに柳裕治先生(専修大学)をはじめとする大会準備委員会の先生方、ご質問を頂戴した先生方に感謝申し上げたい。本研究は科学研究費補助金・基盤研究(C)22K01823による研究成果の一部である。

#### 【参考文献】

大藪俊哉. 1978.『簿記の計算と理論』税務研究会出版局.

企業会計基準委員会. 2020a. 企業会計基準第29号『収益認識に関する会計基準』.

- 企業会計基準委員会. 2020b. 『主なコメントの概要とそれらに対する対応』, [https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/syueki20200331\\_14.pdf](https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/syueki20200331_14.pdf) (閲覧日：2022年12月14日).
- 桜井久勝. 2022. 『財務会計講義』 第23版, 中央経済社.
- 佐藤信彦. 2007. 「現金割引」 安藤英義 新田忠誓 伊藤邦雄 廣本敏郎 編 『会計学大辞典』 第5版, 中央経済社, 422-423頁.
- 清水茂良. 2007. 「売上割引 a/c」 神戸大学会計学研究室 編 『会計学辞典』 第6版, 同文館出版, 48頁.
- 内閣府. 2021. 令和三年内閣府令第六十一号 『財務諸表等の用語, 様式及び作成方法に関する規則』 (財務諸表等規則).
- 中野常男. 1998. 『複式簿記会計原理』 中央経済社.
- 有限責任監査法人トーマツ. 2020. 『企業会計基準公開草案第66号「収益認識に関する会計基準(案)」等に対する意見』, [https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20191030-1\\_CL12.pdf](https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20191030-1_CL12.pdf) (閲覧日：2022年12月14日).
- IASB. 2019a. *IFRS 15: Revenue from Contracts with Customers*.
- IASB. 2019b. *IAS 2: Inventories*.
- Kohler E.L.. 1975. *A Dictionary for Accountants*, 5th ed., Prentice-Hall.
- Paton W.A. and A.C. Littleton. 1940. *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association.
- Spiceland J.D., Nelson M.W. and B.T. Wayne. 2019. *Intermediate Accounting*, English Edition, 10th ed., McGraw-Hill Higher Education.

## Reclassification Adjustment for Matching Distortion Caused by Asymmetric Accounting for Cash Discounts in J-GAAP

Shinya MATSUSHITA

### ABSTRACT

The aim of this paper is to identify the problem of asymmetric accounting for cash discounts in Japanese GAAP and to propose reclassification adjustment methods to eliminate the problem. In Japanese GAAP, applied sales discounts are deducted from sales and applied purchase discounts are presented as financial revenue. This asymmetric accounting causes distortion in the matching between sales and costs of sales because sales are measured at the actual transaction price and costs of sales are measured at the credit transaction price. This paper proposes two methods for eliminating this distortion while ensuring comparability. The first method is to add the sales discounts to sales, and this reclassification adjustment unifies the measurement basis of sales and costs of sales at the credit transaction price. The second method is to deduct the purchase discounts from the costs of sales, and this reclassification adjustment unifies the measurement basis of sales and costs of sales at the actual transaction price.

Keywords: matching, revenue recognition, cash discount, gross margin, income statement